

障害者差別解消法ってなに？

☎福祉課障がい者福祉係 ☎72-2111

障害者差別解消法では、障がいのある人が安心して毎日を送るために、障がいのない人も障がいについて理解し、必要な配慮をしていくことが求められています(合理的配慮)。また役所や会社・お店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく差別することを禁止しています(不当な差別的取扱いの禁止)。

例えば、右図の標識を付けた車を見かけたときは、幅寄せや割り込みのような無理な運転をしないことも合理的配慮の1つです。



聴覚障害者標識

小郡市では聴覚に障がいのある人に向けた取組を行っています

「おごおり手話ネットサービス」

聴覚障がい者が安心して病院や学校に行けるように、市の手話通訳者がビデオ通話(Skype・Zoomなど)で手話通訳や相談を行っています。

●タブレット端末の無料貸出

ビデオ通話のできる携帯端末を持たない人にも手話ネットサービスが利用できるよう、2月から遠隔手話通訳用タブレットの無料貸出サービスを福祉課で行っています。



透明マスクの作成 (小郡マスク)

聴覚障がい者は口の動きや表情でも意思疎通を図ります。マスクをしていても意思疎通できるように透明マスクを考えました。



マスクの作り方は、市ホームページ(ホーム▶健康・福祉▶障がい者福祉▶手話通訳用透明マスクの作り方【改良版】)をご覧ください



オンラインでの情報発信

市のさまざまな部署の職員が、普段の窓口業務で使用するフレーズや紹介したいサービス内容を手話動画で皆さんにお届けする「おごおり七タmini手話動画」。3月からYouTubeで配信しています。



おごおり七タmini手話動画

障がいのある人への差別をなくすためには、一人ひとりが障がいについて正しく理解し、自分にできることを考え、行動することが大切です。みんながお互いの気持ちを尊重し、その人らしさを認め合える社会をめざしましょう。

